

平成27年6月17日

枚方市議会議長

大森 由紀子 様

文教常任委員会

委員長 西田 政充

文教常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成27年6月17日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第21号	枚方市立図書館条例の一部改正について	原案可決とすべきもの
請願第1号	図書館の充実、発展を求める請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 図書館運営における主な課題について
- ・ 図書館の充実、発展に必要な費用の捻出方法について
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入に対する賛否について
- ・ 図書館と生涯学習市民センターの複合施設への指定管理者制度導入の目的及び進め方について
- ・ 指定管理者の安定的な図書館運営に関する方策について
- ・ 指定管理者選定委員会の委員構成について
- ・ 市立図書館の指定管理料について
- ・ 指定管理者制度導入後の市立図書館における職員体制について
- ・ 指定管理者制度導入後の市立図書館における情報公開のあり方について
- ・ 指定管理者制度導入後の市立図書館における個人情報の取り扱いについて
- ・ 指定管理者制度導入後の市立図書館における資料収集・廃棄のあり方について
- ・ 指定管理者制度導入後の市立図書館における蔵書点検方法について
- ・ 本件指定管理者の業務内容について
- ・ 本件指定管理者による市立図書館での収益事業実施の可否について
- ・ 本件指定管理者が配置する職員の労働条件について
- ・ 学校図書館の充実に向けた市立図書館の役割について
- ・ 全市立学校図書館への司書配置について
- ・ 学校図書館への司書配置による改善例について

2. 討論要旨

[松岡ちひろ委員]

議案第21号 枚方市立図書館条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この条例改正は、図書館に指定管理者制度を導入して、民間に委ねるものです。この間、指定管理者制度の導入には問題があると指摘をしてきました。

第1に、指定管理者制度の導入でサービスの向上、経費の削減としているものの、現在、サービスの向上で具体的に示されているのは開館時間の延長です。

開館時間の延長は、直営の図書館でも行っているところは多数あって、導入の理由とはならないのではないのでしょうか。

第2は、経費削減とサービス向上は両立するのかということです。

これまででも、民間でできることは民間でと、市の事業は次々と民間へと移されてきました。このことで、本当に市民は利益を得ているのでしょうか。

例えば、私は、公立保育所の民営化を経験しています。運営費のほとんどが人件費である保育所では、民営化によって運営費の削減が実現できたとしても、例えば、この議会で提案されたのは、正看護師では職員が集まらないので准看護師へという基準の引き下げの条例改正でした。

図書館でも、レファレンス業務への心配の声は、市民の皆さんからも尽きないものです。高度な専門性のある、しかも継続した取り組みができる司書が必要です。しかし、指定期間ごとの入札という指定管理者制度では、そのスキルを持つ司書が来てくれるのか、継続されるのかがはっきりしません。

また、これまで無料で行ってきている各種講習会などを含め、図書館で収益事業として有料で行われるということになれば、これは市民サービスの低下になります。

結局は、最も利益を損なっているのは市民ではないのかということです。これまで、公務員の皆さんは、全体の奉仕者として日々の努力を重ねてこられています。図書館のまち枚方として市の社会教育をどうするのか、この姿勢が問われているのではないのでしょうか。

第3は、守秘義務、個人情報の問題です。

図書館の持つ情報は、非常にプライバシー性が高いものです。今、問題となっているマイナンバーのことも、第1に100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能である、第2に意図的に情報を盗み、売る人間がいる、第3に一度漏れた情報は流通、売買され、取り返しがつかない、第4に情報は集積されるほど利用価値が高まって攻撃されやすくなると、国会でも指摘が行われています。高い守秘義務が課せられている公務員だからこそ取り扱うことができるのではないのでしょうか。

あわせて、条例第5条2項では、収集に関するものを除くとされました。これは、繰り返しますが、重要な変更となります。

枚方では、かつての枚方市立図書館資料収集基本方針で、「図書館は、常に利用者との対話や予約・リクエストなどを通じてその要求を把握し、市民の意見や批判には謙虚に耳を傾け、資料収集に反映させるよう努める」と示していました。また、図書館法では、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し」、収集と貸し出しの実施に努めなければならないとされています。図書館の職員は、カウンターで本を貸し出したり、書架に本を並べているだけではないのです。このようなことができなくなれば、もう図書館とは言えません。

こうしたことから、今回の条例改正には反対をして、討論を終了いたします。

また、請願第1号は、指定管理者制度の導入ではなく、図書館の充実とともに学校図書館の充実を求めるものです。

指定管理者制度の導入には、図書館の充実を求める市民から、期待ではなく、大

きな不安の声が寄せられ続けていることを真摯に受けとめるべきではないでしょうか。導入ありきで推進することは、市民との信頼関係を損ねるもので、これでは図書館のまちを築けないのではないのでしょうか。大きな問題があると指摘をいたしまして、本請願には賛成だと述べます。

[大橋智洋委員]

本委員会における議案第21号 枚方市立図書館条例の一部改正について及び請願第1号 図書館の充実、発展を求める請願の採決に当たりまして、議案第21号については賛成、請願第1号については反対の立場から討論を行います。

本市における図書館への指定管理者制度の導入については、平成24年12月に策定された枚方市新行政改革大綱において民間活力を活用する方向が示されて以降、検討が進められてきました。

この件については、文教常任委員会において、昨年9月の枚方市立図書館への指定管理者制度導入に関する請願、そして、本年3月の図書館及び生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入に関する請願の2度にわたって審査を行い、その結論は、いずれも、図書館施策の充実に向けて、また、より市民が利用しやすい図書館を実現するために、指定管理者制度の導入を進めるべきというものでございました。

さらに、昨年度の所管事務調査でも、市立図書館の効率的、効果的な運営体制の構築に向けて指定管理者制度の導入を進めるべきとの報告が12月の本会議においてなされたことは、記憶に新しいところでございます。

このように本市議会としての意思が一定示されている中、今回提出されました請願の内容には、図書館への指定管理者制度導入については見直しを含め慎重に検討すべきとの趣旨が含まれていますが、これまでも申し上げておりますように、指定管理者制度の導入事例は全国的にも増加しており、管理運営費の縮減など、導入による効果も確認されているところでございます。

加えて、本市においては、導入した分館で開館日や開館時間を拡大するとともに、図書館サービス全体では、学校図書館に対する図書館司書の派遣や蔵書の提供などの支援体制を整え、子どもの読書活動を推進する方向性を打ち出しており、限られた人材、財源等を再配分し、図書館施策をさらに充実させるための有効な手段であると考えられます。

また、今回の質疑を通して、これまでの請願審査や市民への意見聴取会などで出された意見等も踏まえ十分な検討、審議がなされ、専門的な人材の確保や専門的な知識、技術の継承といった課題に対し、市として一定の取り組みを進めていることが改めて確認できました。

こうしたことから、本市における図書館への指定管理者制度導入については、市民サービスの向上に大きく寄与するものと考えられ、導入に向けた検討や議論も尽

くされていると言えます。

今後、平成28年度から蹉跎と牧野の両複合施設に先行導入し、速やかに検証を進めるということですが、その中で課題等が明らかになった場合は、適宜、必要な見直しを行い、指定管理者制度導入の効果がサービスの向上という形で市民に還元できるよう、平成30年度からの全複合施設への導入を着実に進めていただきたいと、意見を添えておきたいと思います。

次に、学校図書館支援についてですが、近年、子どもの読書離れが進行する中で、子ども読書活動を推進し、読書力、読解力を向上させることは大変重要であると認識しています。

この点については、さきの文教委員協議会でも報告があったとおり、学校図書館教育充実事業の実施校において一定の成果が見られ、教育委員会としても既に全ての中学校に図書館司書を派遣する考えを明らかにしていることから、本件について今後の取り組みを注視すべきと考えます。

以上、議案第21号については原案可決とすべきものであること、請願第1号については採択すべきではないことを申し上げ、討論いたします。